

○清須市健康づくり推進協議会設置要綱

平成18年11月17日

告示第47号

(目的)

第1条 市民の生涯を通じての健康づくりを推進するため、清須市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、健康づくりを推進するための施策を総合的及び効果的に実施することを目的とする。

(任務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市民の健康増進に関する基本方針に関すること。
- (2) 保健衛生施設の設置運営に関すること。
- (3) 健康づくり等保健事業に関すること。
- (4) 保健衛生に関する地区組織の育成・支援に関すること。
- (5) その他市民の健康づくりについて市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係の代表
- (2) 福祉関係の代表
- (3) 教育関係の代表
- (4) 事業所等の代表
- (5) 健康づくり関係団体の代表
- (6) 住民の代表
- (7) 行政関係機関の代表
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立するものとする。
- 3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。